

東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構（河西研究室）

特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1	職名及び人数	特任研究員（特定有期雇用教職員） 2名
2	契約期間	採用日（応相談）から2026年03月31日まで
3	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上判断する。 最終雇用期間満了日：2027年3月31日
4	試用期間	採用日から14日間
5	就業場所	東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 河西研究室 (〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1) 変更の範囲：原則同一部局内
6	業務内容	我々の研究室では電気生理学、2光子顕微鏡、光遺伝学、分子生物学、行動実験、数理解析などを組み合わせて、シナプス形態可塑性と記憶・認知機能・精神疾患の研究を開拓して来ました。最近ではシナプスの力学的伝達することを発見し(Nature 2021)、その特性の調査や認知機能への役割を調べ(Science 2024)、認知機能の数理的な基盤を開拓する先鋭的な研究を推進しています (http://www.bm2.m.u-tokyo.ac.jp)。JSPS 基盤研究(S)ST-CREST, AMED脳統合を獲得し、研究員、特任教員を複数募集しています。学術振興会PDに応募される方は歓迎いたします。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
7	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる
8	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9	休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇 等
10	賃金等	東京大学の規則に則り、年俸制を適用（資格、能力、経験等に応じて決定する） 通勤手当（支給要件を満たした場合、上限55,000円/月） 退職手当、賞与は支給無し。
11	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合（健康保険・共済年金）、雇用保険、労災保険に加入
12	応募資格	神経科学／脳科学または基礎生命科学または臨床医学の研究歴および学位（博士）を有すること。 神経生理学、分子神経科学、行動神経科学の経験があることが望ましい。

13	提出書類	(1) カバーレター（英語または日本語） (2) 履歴書（英語または日本語） 本学様式を https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/jobs.html（英語） または https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html（日本語）からダウンロードのうえご作成ください。 (3) 業績目録・志望理由 (4) 照会可能者2名の氏名と連絡先（うち1名は現在の所属研究室長） ※日中すぐに連絡を取ることができる携帯電話番号・メールアドレス等をお書き添えください。
14	提出方法	応募書類をbm2#m.u-tokyo.ac.jpへお送り下さい。お送りいただく際は、#を@に置き換えてください。 東京大学 ニューロインテリジェンス国際研究機構 宛
15	応募締切	2025年5月31日(土) 日本時間17:00 ※ただし採用者が決定次第、募集終了書類選考の上、合格者に対し面接（来学または動画）を予定。 書類選考を通過された方にはメールで面接のご連絡を差し上げます。
16	問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 河西研究室 e-mail: bm2#m.u-tokyo.ac.jp（お送りいただく際は、#を@に置き換えてください。） 研究室HP: http://www.bm2.m.u-tokyo.ac.jp
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19	その他	(1) 応募書類は、返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 (2) 選考にかかる旅費は支給しません。 (3) 勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。 （https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html） (4) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 (5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。